

東京行政書士政治連盟立川支部相談役及び顧問委嘱基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、東京行政書士政治連盟立川支部細則第 26 条第 1 項の規定に基づき、相談役及び顧問の委嘱について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第 2 条 相談役及び顧問は、東京行政書士政治連盟立川支部（以下「支部」という。）の運営において、永年に亘り支部に貢献した者を、支部長が委嘱状の交付をもって行うものとする。

(委嘱の種類)

第 3 条 委嘱は、相談役及び顧問の 2 種とする。

(相談役)

第 4 条 相談役は、次の各号のいずれかに該当する者の中から支部長が指名し、役員会の承認を得るものとする。任期については、同細則第 26 条第 2 項に定めるとおりとする。

- (1) 支部長の職にあった者で、通算で在職 4 年以上の者
- (2) 支部長または副支部長の職にあった者で、通算で在職 10 年以上の者
- (3) 前各号のほか、支部長が特に認めた者

(欠格条項)

第 5 条 相談役の委嘱は、次の各号のいずれかに該当する者は、これを行わないものとする。

- (1) 委嘱を行う時点において、支部会費を滞納している者
- (2) 支部長が相談役としてふさわしくないと認めた者

(顧問)

第 6 条 顧問は、次の各号のいずれかに該当する者の中から支部長が指名し、役員会の承認を得るものとする。任期については、同細則第 26 条第 2 項に定めるとおりとする。

- (1) 東京都議会議員の職にある者で、通算で議員職 8 年以上の者
- (2) 前号のほか、支部長が特に認めた者

(相談役及び顧問の職務)

第 7 条 相談役及び顧問は、支部長及び役員会の要請により役員会に出席し、政連支部の活動において指導・助言をすることができる。また、職務遂行上必要な時は、予め支部長の承認を得た上で、役員会に出席することができる。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 17 日から施行する。